

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和8年8月18日(火) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 2階 大会議室

3. 農業委員 11名中11名出席し、その氏名は次のとおり

太 田 修	尾 上 昭 則	出 射 實	宮 本 英 美
由 喜 門 尊	藤 原 由 果	宇 津 木 康 文	石 黒 五 月
藤 原 和 正	大 森 茂 利	久 山 英 之	

4. 農地利用最適化推進委員

松 本 英 樹	山 内 桂 三	小 西 健 文	時 岡 加 卓
久 米 啓 之			
欠席委員			
正 富 清 人			

5. 議事に参与した者

事 務 局 青木 潔
事 務 局 木村 太郎
事 務 局 西村 篤志

6. 議事内容

第1号議案	農地法第3条許可申請について
第2号議案	農地法第5条許可申請について
第3号議案	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進 計画(案)について

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
これより令和8年度瀬戸内市農業委員会、第5回の総会をはじめます。

議長（会長） （あいさつ）

事務局 ありがとうございます。ただいまの農業委員の出席数は定数11名のうち11名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。それでは、以降の議事の進行につきましては藤原会長、よろしくお願いします。

議長 それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員に藤原 由果 委員、宇津木 康文 委員よろしくお願いします。それでは議題に入ります。第1号議案 農地法第3条許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 【1番案件～16番案件について、議案資料に基づき説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。
1番案件について、松本委員より説明をお願いします。

松本委員 はい、1番案件についてご説明させていただきます。譲渡人は現在岡山市の方にお住まいで、ご実家が牛窓町の方にございまして、実家の宅地、それから農地等も含めて全部を売却されたい意向をお持ちだったところ、譲受人が牛窓の方で住宅を探しておられまして、今回話がまとまったようです。宅地から、比較的近いところ、50mのところの畑で、家庭菜園やってみたいということで、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、2番案件は正富委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

事務局 2番案件についてですが、譲受人が取得農地の中心部分にある宅地で自宅を建設予定であり、その周辺に農地があったため、共に取得をして果樹を栽培しようとして計画されております。譲受人は以前から農業に興味があり、自家消費用の家庭菜園として取得をしたいと考え、今回の3条申請となっております。手続きに問題はないと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、株式会社彩の榊の関係ですので、3番案件から15番案件まで事務局より説明をお願いします。

事務局 番号3番、4番、5番を一度飛ばして、番号6番から15番案件については、譲受人と譲渡人との間で話がまとまったものであり、この度の3条申請となっております。また、5番案件についてですが、後の5条の一時転用とセットでの申請となる3条のパネル設置に伴う区分地上権設定となります。どちらにつきましても、今回の申請地付近ですでに営農されており、本件は国の認定を受けている認定農業者が行う農地の規模

拡大という観点から、この度の農地取得については問題ないと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続きまして、16番案件を久米委員より説明をお願いします。
久米委員 16番案件についてお話しいたします。譲受人が新規就農ということで、土地を探しておられたところ、譲渡人の方と話がまとまり、所有権移転で、継続して農業されるということで、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第1号議案 農地法第3条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。はい、久山委員お願いします。

久山委員 反対するのではないけど、太陽光の単価が違うのはなぜですか。同じ集落で全然違うので。なぜこんなに違うのですか。

議長 業者とその個人との関係だから、ちょっと我々のところで、その値段がどうしてどのように違うか、分かりかねますが、事務局で分かることありますか。

事務局 多分場所によるのではないかと。やっぱり横の人もある程度情報を聞いたらわかるから、発電の仕組みとかで、収支によってある程度金額変えていると思います。それは、個々の関係で金額を決めたことですから。

松本委員 よろしいでしょうか。

議長 どうぞ。

松本委員 牛窓の方でもこの営農型太陽光の案件が発生しかけていまして、隣接農地の承諾がいるのですよね。

事務局 基本は頂いております。

松本委員 ですよね。拒否してもいいのでしょうか。

事務局 拒否しても、営農型太陽光が来ることによって、営農に基本的には支障が出ないと思っています。今までの例を見た感じ。水の関係にしても、全く支障は出てないと思います。草刈りとかその辺はきっちり最低限するという条件のもとですけれども、それについてその、合理的な反対の理由があるならば、それを述べてもらったらいいいですけど、ただ気に食わないとかそういうことだけの隣接承諾がないという状態は、うちは承諾書がなくても、オッケーと認めます。

松本委員 なくてもオッケーで通ることもあるのですか。

事務局 そうですね、その反対されている理由が、誰が聞いてもおかしいな、これじゃいけないなという理由であれば、隣接の方にちゃんと承諾を得てくださいよ、ということになるのですが、また今は、太陽光発電をするにあたって、地域で協議の場を必ずすることになっておりますので、地域の隣接所有者とか、改良区の人とか、周辺の農家の方を集めて協議会をするように必ずなっています。

松 本 委 員 今、承諾書のサインだけを求めて、とりあえず来られたのですけども、3条申請などの用紙もなくて、地元での協議の場とかもなくて、来られて。

事 務 局 事業の説明をきっちりされてから押されたらいいと思うし、現段階でその事業の説明がきっちりなければ反対するのでもいいのではないのでしょうか。

松 本 委 員 明確と言えるかどうか分らないですけど、隣接なので、例えば、トラクターの草刈りでモアとかかけるじゃないですか。あれすごい石が飛ぶので、太陽光パネル割っちゃうとか、反対に、こちらが。そういう懸念があるのですけれど、その時に直せとか言われても困るので、ない方がいい。なければ普通の石が飛ぼうが、そんなね、1個2個石がぶつかろうが、誰も文句はないので、もうモアは絶対飛ぶので、石が。

事 務 局 初めてやる地域で絶対地域協議の場をやるので、その時にきっちりそういう案件を出していただいて、議事録としてきっちり相手の反応を求めたいと思いますので、はい、その辺はよろしくお願いします。

宇津木委員 いいですか。

議 長 どうぞ。

宇津木委員 彩の榊の、榊の販売実績はもうありますか？

事 務 局 いくらか磯上で収穫はしていますが、きっちり収穫されるのはもう少しだと思います。4、5年ぐらい経ったらきっちり収穫。5年経った農地が少ない。

宇津木委員 そうですね。売電はすぐ始まるでしょうけど、その収穫が5年後ということで、その5年後をしっかりと見ておかないと、営農型発電ということなので、営農なしで発電が始まるので、そこらへんだけちょっとよろしくお願いします。

事 務 局 はい、当然のことだと思います。

議 長 はい、他に何かありませんか。はい、ないようでございます。それでは採決に入ります。第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番から16番まで、許可をすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。

続きまして、第2号議案 農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【1番案件～2番案件について、議案資料に基づき説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 続きまして、担当委員のご意見を伺います。1 番案件について、山内委員より説明をお願いします。

山 内 委 員 はい、1 番案件について説明します。譲受人が、現在おばあさんが住んでいる、隣の土地を購入して家を建てるもので、集落内の排水等の同意も得られており、別に問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、2 番案件を事務局より説明をお願いします。

事 務 局 失礼いたします。番号 2 番についてですが、先程 3 条での 5 番案件にも出てまいりました、区分地上権によるパネル設置に必要な支柱部分にかかる 5 条の一時転用での手続きとなります。事務局からは以上となります。

議 長 ありがとうございます。説明が終わりました。それでは、ただいまの第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請について、何かご意見、ご質問ありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとして、続いて、採決に入ります。

第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請の 1 番案件から 2 番案件について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数でございます。続きまして、第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 【第 3 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積等促進計画(案) 議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 ただいまの第 3 号議案につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第 3 号議案につきまして、報告承認とします。審議は終了いたしました。その他の項目に入らせていただきます。事務局からお願いします。

事務局 今後の総会の予定について、令和8年度9月の通常総会は、9月15日
火曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開催予定です。10月の通
常総会は、10月15日木曜日に瀬戸内市役所 2階 大会議室で開
催予定です。事務局からは以上です。

議長 他にご意見、ご質問はありませんか。
それではご意見ありませんので、これをもちまして、令和8年8月の
総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印す
る。

令和8年8月18日

議長 藤原和正

署名委員 藤原由果

署名委員 宇津木康文